

国民の命と安全を守るためのシェルター設置の推進を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
国土交通大臣	防衛大臣	
内閣官房長官		

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、明白な国際法違反として断じて許されるものではない。

現在もなお、東部・南部の主要都市や港など拠点への爆撃が継続され、無辜の民間人も犠牲となっており、半年が過ぎた今日もまだ停戦には至っていない。

一方、日本を取り巻くアジア情勢も日々緊迫化を増しており、近年、北朝鮮は断続的にミサイル発射を展開し、本年5月に日本海に向けて短距離弾道ミサイル3発を発射したほか、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）等ミサイル開発も高度化するなど脅威が増している。また、中国はロシアとの間で軍事・外交面において緊密な関係性を深め、8月には弾道ミサイル5発を日本の排他的経済水域（EEZ）に発射、9月にはロシア軍との大規模軍事演習時に、艦艇6隻による機関銃射撃が日本海で実施されるなど緊張感が高まっている。

こうした情勢下、日本が他国から軍事的侵攻を受けない保証はなく、今後、防衛力の強化、国家安全保障の確立などが急務である一方、万が一の有事における他国からのミサイル攻撃に対しては、国民の命を守る避難所の設置について真剣に検討しなければならない時期に直面していると言える。

ロシア軍事侵攻時において、ウクライナ国内各所に設置されていた大規模シェルターは、ウクライナ国民の命と生活を守る重要な拠点機能としての役割を果たし、実際に多くの民間人の命を救ったことは言うまでもない。軍事侵略されたウクライナのように、ミサイル着弾に備える世界の主な国のシェルター普及率は、韓国（ソウル市）は323%、スイスとイスラエルは100%、ノルウェーは98%、アメリカは82%、イギリス67%となっている。

一方、我が国においては、国民保護法に基づく全国の「緊急一時避難施設」は94,125か所であり、そのうちミサイル攻撃から身を守るために有効とされる地下施設はわずか1,278か所のみで、シェルター普及率はわずか0.02%に過ぎない（2021年4月時点）。

よって国におかれては、有事の際に我が国における国民の命と安全を守るため、シェルター設置の推進に向けて、早急に検討を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。